

平成 26 年 1 月 23 日
福祉部介護保険課

指定地域密着型サービス事業者等の指定について

介護保険法（平成 9 年法律 123 号）第 78 条の 2 第 1 項および第 115 条の 12 第 1 項の規定により、下記のとおり指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定を行う。

記

1 区内指定地域密着型サービス事業者

【小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護】

事業所名	事業所所在地	申請者名	登録定員	指定年月日
ニチイケアセンター練馬さくら台	練馬区桜台 2-28-5	株式会社 ニチイ学館	25 名	平成 26 年 2 月 1 日

2 区外指定地域密着型サービス事業者

事業所が所在する保険者との協議の結果、練馬区が利用を認めた被保険者に限る条件付きの指定を行う。

なお、本件は、利用者の住民登録は熊谷市にあるが、住所地特例の適用を受けている施設に居住しているため、介護保険料は練馬区に納付し、事業所が提供した介護サービスに対する給付は、保険者である練馬区が支払うものである。

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護】

事業所名	事業所所在地	申請者名	指定年月日
グリーンフォレストホームケアステーション	埼玉県熊谷市広瀬 800-2	グリーンフォレストケア株式会社	平成 26 年 2 月 1 日